

三番瀬円卓会議、(仮称)三番瀬再生会議準備会及び(仮称)三番瀬再生会議の機能等の対比表(案)

平成16年8月31日

三番瀬再生推進室

項目	三番瀬再生計画検討会議(円卓会議)	(仮称)三番瀬再生会議準備会	(仮称)三番瀬再生会議(素案)
目的	三番瀬の再生計画を検討し知事に提案するため、学識経験者、地元住民、漁業関係者、環境保護団体、県民、国、県地元市等により構成する「三番瀬再生計画検討会議」を設置する。	(仮称)三番瀬再生会議(以下「再生会議」という。)を設置するに当たり、旧円卓会議の委員から意見をいただく機会を設けるため、準備会を開催する。	知事が、県が作成する千葉県三番瀬再生計画を諮問するため、学識経験者、地元住民、漁業関係者、環境保護団体等から構成する(仮称)三番瀬再生会議(以下「再生会議」という。)を設置する。
所掌事務	<ol style="list-style-type: none"> 1 三番瀬の再生計画案の作成に関すること。 2 小委員会及び専門会議に関すること。 3 知事が三番瀬の再生に関し、依頼する事項 4 その他会長が必要と認めた事項 	<ol style="list-style-type: none"> 1 再生会議のあり方について、意見を述べること。 2 計画策定状況を点検すること。 3 実施事業等の報告を受けること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 県が策定する千葉県三番瀬再生計画について、知事の諮問に応じ答申を行う。(基本計画の策定及び見直し等) 2 三番瀬の再生、保全及び利用に係る重要事項について、知事の事前説明に対し意見を述べる。(事業計画を検討するための組織のあり方、事業計画案、再生事業等) 3 実施事業等の報告を受けること。 4 必要があると認めるときは、三番瀬等の再生、保全及び利用に関して、知事に意見を述べることができる。(具体的な諮問の仕方については、別紙案で検討中)
住民参加	会議公開、ホームページで公開	会議公開、ホームページで公開	会議公開、ホームページで公開
個別事業の検討委員会	円卓会議の下部組織として小委員会及び専門家会議において、個別の問題について検討を行った。	設置準備を行う。	個別事業を検討するに当たり、必要に応じ、検討委員会を設置する。(再生会議との関係は、別紙案で検討中)

基本計画及び事業計画策定に当たっての手順

項目	内容
基本計画	<p>基本計画策定に当たっての手順</p> <p>知事は、基本計画の策定を次の手順で行う。</p> <p>(1) 再生会議は、知事の諮問に応じ、基本計画策定の基本的な考え方の答申を行う。</p> <p>(2) 知事は、基本的な考え方に基づき、基本計画案を策定する。</p> <p>(3) 知事から、その基本計画案を再生会議に諮問し、再生会議から答申をいただく。</p> <p>(4) 知事は、答申を受け、基本計画を策定し公表する。</p>
事業計画	<p>事業計画策定に当たっての手順</p> <p>知事は、事業計画の策定を次の手順で行う。</p> <p>(1) 再生会議は、知事の基本原則（委員の基本構成、検討委員会の運営方法、検討結果の報告方法）の説明に対し意見を述べる。</p> <p>(2) 知事は、事業計画を策定するに当たっては、必要に応じ、(1)の意見に則り、個別事業の検討委員会を設置する。</p> <p>(3) 担当部局は、検討委員会での議論を踏まえ、具体的な事業計画案を策定する。</p> <p>(4) 知事から、その事業計画案を再生会議に事前説明を行い、再生会議から意見をいただく。</p> <p>(5) 知事は、事前説明に対する意見を受け、事業計画を策定し公表する。</p>